

(号) 外 報

宇高西航路

瀬戸内海のうち大船島の東方から神在鼻沖に至る海域

備讃瀬戸北航路

瀬戸内海のうち小早島と小瀬居島との間に至る海域で牛島及び高見島の北側の海域

備讃瀬戸南航路

瀬戸内海のうち小早島と小瀬居島との間に至る海域で牛島及び高見島の南側の海域

水島航路

瀬戸内海のうち水島港から葛島の西方、灘地諸島の東方及び与島と本島との間を経て沙弥島の北方に至る海域

来島海峡航路

瀬戸内海のうち大島と今治港との間に至る海域

理由

東京湾等における最近の船舶交通のふくそそう状況にかんがみ、これららの海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。交運安全対策特別委員長今澄勇君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[今澄勇君登壇]

○今澄勇君 ただいま議題となりました海上交通安全法案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の船舶交通のふくそそう状況にかんがみ、特にその度合いの著しい東京湾等の海域において、航路を定めて船舶の交通方法を規定し、その他危険防止のための規制を行なうことにより、船舶交通の安全をはかることを目的とするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、この法律は、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の海域に適用するものとし、これらの海域内

かる附帯決議が賛成多数をもつて付された次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(長谷川四郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第二、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第二 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和四十七年二月十五日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

昭和四十七年二月十五日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改

正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のようによります。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)
第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

る法律第百三十四号の一部を次のように改正す

る。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定によ

(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他財産を出資しなければならない。(定款)

第十四条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲及びその執行に関する事項

七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

十 定款の変更(政令で定める事項に係るもの)を除く)は、設立団体の議会の議決を経て第十条

十一 知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 (登記)

十三 第十五条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

十四 第二項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

十五 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(役員及び職員)

十六 第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

十七 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

十八 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任

することができる。

4 土地開発公社と理事との利益が相反する事項について、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

5 土地開発公社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 土地開発公社は、次の方法によるほか、業務

上での余裕金を運用してはならない。

7 前各項に定めるものほか、土地開発公社の

金融機関への預金

二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する

金

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲及びその執行に関する事項

七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

十 定款の変更(政令で定める事項に係るもの)を除く)は、設立団体の議会の議決を経て第十条

十一 知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 (登記)

十三 第十五条 土地開発公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

十四 第二項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

十五 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

十六 第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

十七 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

十八 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任

らない。

土地開発公社は、次の方法によるほか、業務

上の余裕金を運用してはならない。

二 國債又は地方債の取得

三 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する

金

四 金

五 土地開発公社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

六 土地開発公社は、設立団体がその議

会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき

に、解散する。

七 土地開発公社は、解散した場合において、そ

の債務を弁済してなお残余財産があるときは、

主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務

の健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、土地開発公社に対し、その業務に關するときは、土地開発公社に対し、その業務に關するときは、土地開発公社に委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうことができる。

(財務)

第十八条 土地開発公社の事業年度は、地方公共

団体の会計年度の例による。

二 土地開発公社は、毎事業年度、予算、事業計

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始

前に、設立団体の長の承認を受けなければならない。

二 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

十五 土地開発公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

十六 第十六条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

十七 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

十八 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任

(設立団体が二以上である場合の長の権限の行使)

第二十一条 設立団体が二以上である土地開発公社に係る第十六条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに第十九条第一項に規定する権限の行使については、當該設立団体の長が協議して定めるところによる。

二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する

金

三 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する

金

四 金

五 土地開発公社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

六 土地開発公社は、設立団体がその議

会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき

に、解散する。

七 土地開発公社は、解散した場合において、そ

の債務を弁済してなお残余財産があるときは、

主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務

の健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、土地開発公社に対し、その業務に關するときは、土地開発公社に委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なう

ことができる。

(財務)

第十九条 設立団体の長は、土地開発公社の業務

の範囲内において、國、地方公共団体その他公共的

団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、

調査、測量その他これらに類する業務を行なう

ことができる。

(監督)

二十条 土地開発公社は、設立団体の長がその議

会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき

に、解散する。

二 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

三 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

四 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

五 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

(民法等の準用)

第二十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第二十四条 第五十条、第五十二条第二項、第

五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第

七十三条から第七十六条まで、第七十七条(届

出に関する部分に限る)、第七十八条から第八

十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非

訟事件手続法(明治三十二年法律第十四号)第三

十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ

二までの規定は、土地開発公社について準用す

る。

二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

及び政令で定めるその他の法令については、政

令で定めるところにより、土地開発公社を地方

公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

二 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

五 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

二 地方公共団体の監査官は、土地開発公社の監査官

の監査官として監査官の職務を執行する。

(第四章 補則)

二十四 國は、公有地の拡大を促進するた

め、地方公共団体による土地の取得が円滑に行

なわれるよう必要な資金の確保その他の援助

に努めるものとする。

(土地開発公社に対する債務保証)

第二十五条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、

土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

（土地開発公社に対する便宜の供与等）

第二十六条 地方公共団体の長その他の執行機関は、土地開発公社の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で土地開発公社の利用に供することができること。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

九十二条の二、第一百四十二条（第百六十六号第二項及び第一百六十八号第七項において準用する場合を含む。）及び第一百八十条の五第六項の規定は、地方公共団体の職員が土地開発公社の役員となる場合における当該地方公共団体の職員については、適用しない。

(不動産取得税の特例)

第二十七条 都道府県は、土地開発公社がその設立の際出資の目的として不動産を取得した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(主務大臣)

第二十八条 この法律において、主務大臣は建設大臣及び自治大臣とし、主務省令は建設省令・

（大都市の特例）
第二十九条 第二章の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行なう。この場合においては、同

章の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。
指定都市に対する第三章の規定の適用につい

ては、政令で定める。

（政令への委任）

第三十条 この法律に定めるもののはか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十一条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 土地開発公社の役員、清算人又は職員がその

土地開発公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その土地開発公社に対して同項の刑を科する。

第三十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、届出をしていない土地を有償で譲り渡した者

二 第四条第一項に規定する届出について、虚偽の届出をした者

三 第八条の規定に違反して、同条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

第四条第一項に規定する業務に該当する場合には、清算人は、三万円以下の過料に処する。

一定款に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第十五条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十八条第二項の規定に違反して、設立団体の長の承認を受けなかつたとき。

四 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したと

五 第十八条第四項から第六項までの規定に違反したとき。

六 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公報することを怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に財産を分配したとき。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公報することを怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に財産を分配したとき。

七 第二十二条第二項の規定に違反して、残余

第三十四条 第十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公報する

ことを怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に

財産を分配したとき。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公報する

ことを怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に

財産を分配したとき。

七 第二十二条第二項の規定に違反して、残余

第三十四条 第十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

八 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公報する

ことを怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

九 第二十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に

財産を分配したとき。

3 第一項の規定による土地開発公社への組織変更は、政令で定めるところにより、当該土地開

発公社の主たる事務所の所在地において登記することによつて効力を生ずる。

4 公益法人が第一項の規定により事業年度の中途において土地開発公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度の開始の日から組織変更の日までの期間及び組織変更の日の翌日から施行する。

5 公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更又は登録については、政令で定めるところにより、登録免

除済したとき。

6 第十条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうこと

をも目的とする公益法人が第一項の規定により土地開発公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人

で同条第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務に該当しない業務を行なうものが受けける権利の移転の登記及び政令で定める債務

を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で

定めるところにより、登録免許税を課さない。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に土

地開発公社という文字を使用している者について

は、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後二年間は、適用しない。

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

二 議案の可決理由

本案は、東京湾等における最近の船舶交通のふくそくする状況にかんがみ、これらの海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なう必要があるため、妥当な措置と認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年五月十一日

交通安全部別委員長 今澄 勇

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

海上交通安全法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、東京湾、瀬戸内海、伊勢湾等における船舶航行の現状がすでにふくそくその極に達していることにかんがみ、海上

交通安全対策特別委員長 今澄 勇

一 議案の要旨及び目的

本案は、不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制を図るため、都道府県知事の事業者に対する指示等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事の指示

都道府県知事は、不当な景品類の制限・禁止又は不当な表示の禁止に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめるべきこと等を指示することができる。

2 公正取引委員会への措置請求

(1) 都道府県知事は、当該事業者が指示に従わぬとき、その他違反行為を取りやめさせることを求めるため、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 措置請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を當該都道府県知事に通知するものとする。

3 公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における公共用地等の取得難に對処し、良好な都市環境の計画的整備を促進するため、当面の措置として、市街化区域内の土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設その他の公有地の拡大の推進を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

二 将來法指定航路におけるふくそくの増大化によりいかにしても船舶の航行安全と漁業操業とが実態的に両立しがたい場合においては、國の責任において漁業者に対する補償の制度を確立すること。

三 加害者不明による漁業の損害については、これを救済するための有効なる制度の確立をはかること。

四 政省令の改廃あるいは施行にあつては、関係者の意見を尊重するよう特に配慮すること。

五 船舶交通のふくそくする海域における旅客船の航行安全については、人命尊重の觀点から、一層安全対策の充実強化に努めること。

六 交通ふくそく、海域の汚染等による漁場の減少並びに漁業操業の制約に伴い関係漁民のこうむる影響にかんがみ、内灣漁業の保護並びに振興に関する基本的水産政策を早急に確立すること。

右決議する。

昭和四十七年五月十一日

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

海上交通安全法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、東京湾、瀬戸内海、伊勢湾等における船舶航行の現状がすでにふくそくその極に達していることにかんがみ、海上

交通安全対策特別委員長 今澄 勇

一 議案の要旨及び目的

本案は、不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制を図るため、都道府県知事の事業者に対する指示等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事の指示

都道府県知事は、不当な景品類の制限・禁止又は不当な表示の禁止に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめるべきこと等を指示すること

ができる。

2 公正取引委員会への措置請求

(1) 都道府県知事は、当該事業者が指示に従わぬとき、その他違反行為を取りやめさせることを求めるため、公正取引委員会に対し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 措置請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を當該都道府県知事に通知するものとする。

3 公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における公共用地等の取得難に對処し、良好な都市環境の計画的整備を促進するため、当面の措置として、市街化区域内の土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設その他の公有地の拡大の推進を図るための措

置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

二 将來法指定航路におけるふくそくの増大化によりいかにしても船舶の航行安全と漁業操業とが実態的に両立しがたい場合においては、國の責任において漁業者に対する補償の制度を確立すること。

三 加害者不明による漁業の損害については、これを救済するための有効なる制度の確立をはかること。

四 政省令の改廃あるいは施行にあつては、関係者の意見を尊重するよう特に配慮すること。

らの者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

4 都道府県知事に対する指揮監督
公正取引委員会は、この法律により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

5 刽則
都道府県知事の報告の微収及び立入検査等に応じなかつた者に対する罰則を設ける。

6 施行期日
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

5 施行期日
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと認めたときの施行である。

3 本案施行に要する経費
昭和四十七年度一般会計予算(総理府所管)において、不当な景品類等防止事務委託費(半年分)として二千八十七万六千円が計上されている。

4 本件の可決理由
本案は、不当な景品類及び不当な表示に関する迅速かつ効果的な規制を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと認めたときの施行である。

5 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

6 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

7 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

8 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

9 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

10 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

11 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

12 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

13 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

14 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

15 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

16 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

17 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

18 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

19 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

20 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

21 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

22 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

23 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

24 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

25 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

26 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

27 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

28 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

29 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

30 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

31 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

32 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

33 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

34 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

35 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

36 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

37 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

38 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

39 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

40 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

41 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

42 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

43 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

44 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

45 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

46 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

47 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

48 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

49 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

50 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

51 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

52 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

53 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

54 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

55 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

56 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

57 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

58 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

59 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

60 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

61 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

62 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

63 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

64 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

65 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

66 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

67 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

68 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

69 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

70 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

71 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

72 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

73 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

74 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

75 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

76 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

77 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

78 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

79 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

80 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

81 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

82 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

83 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

84 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

85 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

86 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

87 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

88 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

89 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

90 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

91 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

92 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

93 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

94 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

95 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

96 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

97 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

98 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

99 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

100 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

101 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

102 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

103 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

104 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

105 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

106 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

107 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

108 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

109 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

110 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

111 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

112 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

113 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

114 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

115 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

116 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

117 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

118 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

119 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

120 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

121 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

122 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

123 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

124 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

125 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

126 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

127 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

128 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

129 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

130 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

131 本件の可決理由
この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(1) 土地開発公社を設立するには、その議会の議決を経て、定款を定め、都道府県にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならぬものとする。

(2) 業務
土地開発公社の業務は、次のとおりとする。
① 市街化区域内の土地の先買いに係る土地の取得、管理及び処分
② 公共施設又は公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地その他の公有地として必要な土地の取得、管理及び処分
③ 國等の委託に基づく土地の取得のあつせん等

(3) 財務、監督その他
土地開発公社についての財務及び会計の規定、土地開発公社に対する監督の規定を設けるほか、土地開発公社の業務の運営の円滑を図るために必要な措置を講ずること。

二 議案の可決理由
公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉を増進に資することを目的とする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年五月十一日
地方行政委員長 大野 市郎
衆議院議長 船田 中殿
〔別紙〕
公有地の拡大の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一 地価対策をふくめ、総合的な土地対策を早急に講ずること。
二 地方公共団体が公有地を確保するために必要な原資の確保に努めるとともに、財政的援助を考慮すること。
三 土地開発公社は、地域の秩序ある整備を促進する趣旨に適合するよう適正な運用を行なうものとし、國その他の団体の委託により土地取得のあつせん等の業務を行なうことは最少限に止めること。
右決議する。

一 議案の要旨及び目的
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二 議案の可決理由
本案は、地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の整備を促進するため、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して資金を融通することができるよう同公庫の目的及び業務の範囲の規定を整備しようとするものである。

二 議案の可決理由
地方道路公社が行なう有料道路の建設を促進するため、新たに地方道路公社に対する公営企業金融公庫の融資の道を開こうとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十七年五月十二日
地方行政委員長 大野 市郎
衆議院議長 船田 中殿
〔別紙〕
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公営企業の健全化ならびに地方道路公社等に対する資金を確保するため、左の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一 公営企業金融公庫に対する政府出資金を大幅に増額すること。
二 公営企業金融公庫の発行する政府保証債の発行ワクを大幅に増額すること。
三 公営企業金融公庫の貸付対象事業を拡大するとともに、利率の引下げ、償還期限の延長等貸付条件を改善するため、国庫補給金の大額な増額等必要な措置を講ずること。

右決議する。

一 決算の内容
一 一般会計
昭和四十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十四年度国税収納金整理資金受払計算書に関する報告書

二 資本は、地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の整備を促進するため、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して資金を融通することができるよう同公庫の目的及び業務の範囲の規定を整備しようとするものである。

二 決算の内容
一 一般会計
昭和四十四年度一般会計歳入歳出決算は、歳入七兆一千九千九十二億六千六百万円余、歳出六兆九千百七十八億三千七百万円余であり、差引き九千百十四億二千八百万円余の剰余金を生じたが、この剰余金のうち、七億八千百万円余は空港整備特別会計法附則第四項の規定により、空港整備特別会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れ、千九百六十六億四千六百万円余は、財政法第四十一条の規定によつて、一般会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額六兆九千三百八億五千四百万円余に前年度繰越額七百二十二億九千八百円余を合わせた予算現額七兆三十一億五千万円余に対し、支出額は六兆九千三百八億五千七百万円余で、その差額八百五十三億一千二百万円余のうち、翌年度繰越額は七百二十六億三千五百円余、不用額は、百二十六億七千六百万円余を差引いた三千百四十九億四千七百万円余となつてゐる。

2 債務負担額の概要は、次のとおりである。
1 予算総額に定めのある債務負担の本年度限度額は百八十三億四千九百万円余であるが、実際の債務負担額は百七十八億九千八百円余であり、これに既往年度からの繰越債務額八百五億九百万円余を加えた債務総額が、本年度中に支出その他の理由による債務消滅額二百八億一千二百万円余を差引いた七百七十五億八千七百万円余が翌年度に残り越された。

2 歳出予算の繰越債務は、本年度においてが四百億一千三百万円余であり、また、既往年度からの繰越債務額が三百六十九億九千百万円余、本年度中に支出その他の理由により消滅した債務額三百五十九億四千五百円余で、差引き四百十億五千八百万円余の債務総額が翌年度へ繰り越された。

3 財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担の本年度限度額は二百六十一億二千七百万円余であるが、実際の債務負担額は二百二十二億円余であり、これに既往年度からの繰越債務額二百三十八億七千八百万円余を加えた債務総額から本年度中に支出その他の理由による債務消滅額百七十九億六千四百万円余を差引いた二百九十九億一千四百万円余が翌年度以降繰り越された。

4 財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は二千四百四十六億三千九百円余であるが、実際の債務負担額は二千三百七十七億五千七百万円余であり、これに既往年度からの繰越債務額一千二百十六億一千百万円余を加えた債務総額から本年度支出その他の理由による債務消滅額千四百八十九億四千七百万円余を差引いた三千百四十九億四千七百万円余が翌

あるとしても、本件魚雷は回収設備のついた、物品管理法の適用をうける高価なものであるから、その回収については、なおいづらの努力が必要である。政府及び政府関係機関は、物品の管理にあたつては今後万全の処置を講すべきである。

(2) 水質汚染をはじめ、公害現象は年々多発

広域化の傾向を強めて来ているが、現状ではその対策は必ずしも十分とはみえない。

例えば、瀬戸内海の水質保全については、内海沿岸等の十四府県に關係があるが、その監視体制や公害担当技術職員等の面において少なからぬ問題がある。かかる現状を改善するため、政府は、地方公共団体等に対する補助の増加や公害費用の事業者負担の原則の確立をはかるとともに、地方公共団体と緊密な連携のもとに公害に対する認識の啓発や監視・取締体制の整備、水質基準の強化等の施策を総合的に推進すべきである。

(3) 開発途上国に対する経済援助費について

は、最近相当の改善をみているものの、なお、質量面からみると、国際連合による勧告の目標をかなり下回っている。

政府は、開発途上国に対し、政府ベースの開発援助、とくに技術協力費の増額等、援助内容の充実改善をはかるとともに、過去の援助実績を十分に把握、検討し、援助

が効率的、有機的に行なわれるよう考慮すべきである。

また、援助の実施が数省にまたがり、とかく非能率におちいりがちである点にかんがみ、事務の一元化をはかる等によつて、能率を向上し、責任の所在を明確にする必要がある。

(4) 日本住宅公團の住宅団地には、立地条件が悪かつたり、地況等の調査や関係地方公團等との調整が十分でなかつたなどのため、居住者に不便を与えていたものや、完成後相当期間使用できないと見込まれるものの、あるいは、応募者が著しく少ないものなどがでている。

また、その住宅のなかには、雨漏りや、ベランダの落下等施工上の手落ちに因する事故を起しているものがある。

政府並びに公團は、これらの点につき、すみやかに改善の措置を講ずるとともに、公團の体制整備をはじめ今後の住宅政策のあり方について再検討を加えるべきである。

(5) 日本鉄道建設公團が実施している鉄道線の建設において、投資の効果があがつてない事例がある。

すなわち、追分線、白糸線、油須原線は、路盤等の工事のほぼ全部がしゆん功している。

のに、営業開始についての日本国有鉄道との協議が難航したため、長期にわたつてその後の工事が中絶されたままとなつてゐる。

ことに、追分線においては、国の財政投融资や、鉄道建設債による借入金を原資としているのであって、多額の利子を負担しなければならないものである。

かくのときは、工事着手当時に比し道路輸送の伸展、沿線人口の流出等社会的、経済的な情勢が変化したこと等によつて生じた現象であるとみられる。

鉄道新線の建設にあたつては、政府及び各関係機関はこれら的事情にかんがみ常に相互の連絡を密にして、有効な投資を行なうよう十分な措置を講すべきである。

(二) 昭和四十四年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不适当と認める。

政府は、これら指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、また、行政管理庁の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備をはかり、官紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たつては、本院の決算審議の経過と結果を十分

に考慮して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたえるべきである。

昭和四十七年五月十一日

衆議院議長 船田 繁芳
決算委員長 福田 中殿

は、政府出資等一千八百八十一億五千九百万円余である。

円余、土地千五百四十七億五千七百万円余、建物千二百三十億八千七百万円余等であり、減においては、土地千百九億三千二百万円余、建物三百六十九億三千七百万円余、政府出資等三百二十四億二千二百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和四十七年五月十一日

決算委員長 福田 繁芳
衆議院議長 舟田 中殿

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十七年五月十一日

決算委員長 福田 繁芳
衆議院議長 舟田 中殿

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十七年五月十一日

決算委員長 福田 繁芳
衆議院議長 舟田 中殿

四 公立の小学校及び中学校の統合に伴う校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費について、国は、統合予定の場合にもこれを国庫負担の対象とすることができること。

三 公立の小学校及び中学校の統合に伴う校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費について、国は、統合予定の場合にもこれを国庫負担の対象とすることができる

こと。

方法を当該学校の児童及び生徒一人当たりを基準とする方法から学級数を基準とする方法に改めること。

(1) 公立の養護学校の小学校部及び中学校部の校舎及び屋内運動場の工事費の算定方法を当該学校の児童及び生徒一人当たりを基準とする方法から学級数を基準とする方法に改めること。

(2) 公立の養護学校の小学校部及び中学校部の校舎及び屋内運動場の工事費の算定方法を当該学校の児童及び生徒一人当たりを基準とする方法から学級数を基準とする方法に改めること。

(3) 公立の養護学校の設置促進のため都道府県が設置する養護学校で政令で定めるものの小学部及び中学部の建物の建築に要する経費について國の負担割合を二分の一から三分の一に改めること。

一 議案の要旨及び目的

1 義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立義務学校整備特別措置法の一部改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別紙〕
義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。昭和四十七年四月一日から適用する。

これを前年度末現在額七百七十一億百円余に加算すると、本年度末現在額は八百二十六億である。

一 議案の要旨及び目的

1 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改

築に要する経費についての国の負担割合を増

三分の一から二分の一に定めること。

二に改めること。

3 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行すること。

4 昭和四十六年度以前の予算に係る国庫負担金については、なお従前の例によること。

5 その他関係法律の規定を整備すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、公立の義務教育諸学校及び養護学校の施設の整備を促進するため妥当なものと認められるが、本案の施行期日はすでに経過しているので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十七年度一般会計予算に、七十六億四百九十六万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十七年五月十二日

文教委員長 丹羽 兵助
衆議院議長 舟田 中殿

附 則

〔別紙〕
〔小字及び――は修正〕
(施行期日等)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

養護学校整備特別措置法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

義務教育諸学校の重要性と地方財政の現状にかんがみ、政府はすみやかに次の措置を講ずべきである。

- 一 公立小学校の屋内運動場の新增築費に係る国の負担割合を二分の一に引き上げるよう努めること。
- 二 義務教育諸学校の危険建物の改築費に係る国の負担割合を二分の一に引き上げるよう努めるのこと。

右決議する。

昭和四十七年五月十二日 衆議院會議錄第二十八号

八五四

明治二十九年三月三十日
郵便物誌可付

定価	一部	五十円
(税込)		
発行所		
大	藏	省
電話	東京	印 刷
五八二	四四一	(大代)

東京都港区赤坂夷町二番地 郵便番号一〇七